

東浦町ディスポーザ排水処理システム取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ディスポーザ排水処理システム（以下「システム」という。）について東浦町下水道条例（昭和63年東浦町条例第32号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定による確認を行う際の手続等を定めることにより、システムの適切な使用及び維持管理の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) システム 公益社団法人日本下水道協会（以下「協会」という。）の定める「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（平成25年3月）」に基づき協会の製品認証を受けたものをいう（機械処理タイプについては、「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（平成16年3月）」で適合評価を受けたものを含む。）。
- (2) 申請者 システムについて、条例第5条第1項に規定する確認を受けようとする者をいう。
- (3) 使用者 システムの使用及び維持管理を行う者をいう。
- (4) メーカー システムを製造する者をいう。
- (5) 販売店 システムを販売する者をいう。

(書類の添付)

第3条 申請者は、東浦町下水道条例施行規程（平成31年下水道事業管理規程第6号）第4条第1項に規定する排水設備等計画確認申請書、ディスポーザ排水処理システム設置計画確認申請書（別記様式）及び別表に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(申請者に対する指導)

第4条 町長は、申請者に対し、次の事項の遵守を求めるものとする。

- (1) ディスポーザ排水処理システム設置計画確認申請書に対する維持管理計画に従い、システムの適切な使用及び維持管理をすること。
- (2) システムの維持管理について維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結し、その契約書の写しを町長に提出すること。
- (3) システムの点検に関する記録等維持管理に関する資料を3年間保存すること。
- (4) システムの使用及び維持管理に関して、町長が行う指導に協力すること。

(使用者に対する指導)

第5条 町長は、システムの維持管理が適切に行なわれていることを確認するため、必要があると認めるときは、使用者に対し維持管理に関する資料の提出を求めることができる。

- 2 町長は、システムの適切な維持管理を確保するため、必要があると認めるときは、使用者に対しシステムの使用及び維持管理に関する必要な指導を行うことができる。

(譲受人等に対する説明)

第6条 申請者又は使用者は、システムの設置された建築物を第三者に譲渡し、又は貸し付けるときは、当該建築物の譲受人、賃借人等に対し、第4条各号に掲げる事項を遵守する必要があることを説明し、その理解を得るよう努めなければならない。

(メーカー及び販売店の指導)

第7条 メーカー及び販売店は、システムを販売するときは、申請者又は使用者に対し、第4条各号に掲げる事項を遵守する責務があることを説明し、その理解を得るよう努めなければならない。

(委任)

第8条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

ディスポーザ排水処理システム設置計画確認申請書

年 月 日

東浦町下水道事業
東 浦 町 長

申請者 住所 _____

氏名（法人は名称及び代表者氏名）

電話（ ） - _____

東浦町下水道条例第5条の規定により、ディスポーザ排水処理システムの設置について、次のとおり申請します。

| | | |
|-------------|-----------------------|-------|
| 設 置 場 所 | 東浦町大字 字 | |
| 使 用 者 | | |
| 建 築 物 の 種 類 | 一般住宅・集合住宅・事業所等・その他（ ） | |
| メ ー カ ー 名 | | |
| 品 名 | | |
| 施 工 期 間 | 着 手 | 年 月 日 |
| | 完 了 | 年 月 日 |
| 設 置 施 工 業 者 | | |
| 維 持 管 理 業 者 | | |
| 備 考 | | |

別表（第3条関係）

申請書添付書類

（1）一般事項に関する書類

- ア 規格適合評価書及び認証書の写し
- イ 設置場所案内図
- ウ 建築物配置図
- エ 給排水設備図

（2）仕様書

- ア ディスポーザ（粉碎装置）
- イ 排水処理槽
- ウ 算定根拠（排水処理槽の処理能力）

（3）維持管理計画に関する書類（別添資料を参考に作成）

- ア 維持管理体制
- イ 処理水質基準
- ウ 点検項目（維持管理、清掃、汚泥処理、水質等）及び頻度

（4）その他

- ア 維持管理業務委託契約書の写し又は維持管理業務委託契約確約書（別紙1）
- イ 使用者承継確約書（別紙2）

※注1 「維持管理業務委託契約確約書」とは、申請の際に使用者が確定していない場合に、使用者が確定したときには、改めて維持管理業務委託契約書の写しを提出することを申請者である建築物に係る開発事業者等が町長に確約するものである。

※注2 「使用者承継確約書」とは、使用者がディスポーザ排水処理システムを有する建築物の譲渡等を行う場合に、当該譲渡等を受けた使用者に対し、当該システムの適正な維持管理を行う地位を承継するものであること及びこれに伴い、ディスポーザ排水処理システム等取扱要綱第4条の遵守が求められていることを当該譲渡等を受けた使用者に説明し、その理解を得るよう努力する旨を、申請者が町長に確約するものである。

(別添資料)

維持管理計画に関する書類

1 維持管理体制

(1) 施工体制

メーカーが指定工事店に技術指導を行ない、施工研修を受けた指定工事店が施工を行います。

| | | |
|-----------|----|-----------|
| 施工業者名 | 住所 | 連絡先 (TEL) |
| メーカー又は販売店 | | |
| 指定工事店名 | | |

(2) 維持管理体制

システム施工上の維持管理体制は、総括責任者を窓口とし、装置毎に維持管理業者を決め、維持管理を行ないます。

| | | | |
|--------|--------|----|-----------|
| | 維持管理業者 | 住所 | 連絡先 (TEL) |
| 総括責任者 | | | |
| 粉砕部 | | | |
| 配管部 | | | |
| 排水処理層部 | | | |
| 汚泥引き抜き | | | |

2 処理水質基準

ディスポーザ排水処理システムから排水する汚水の水質検査は、年に1回以上実施する。また、その結果を3年間以上保存します。

検査項目・排水処理部流出水の濃度は次のとおりとします。

BOD (生物化学的酸素要求量)・・・[]mg/l以下
 SS (浮遊物質)・・・[]mg/l以下
 ノルマルヘキサン (抽出物質含有量)・・・[]mg/l以下

3 点検項目及び頻度

(1) 各装置の点検項目は次のとおりとします。

| | |
|--------|-------------|
| | 点検項目 |
| 粉砕部 | ① ② ③ |
| 配管部 | ① ② ③ |
| 排水処理層部 | ① ② ③ |

(2) 各装置の維持管理回数及び保守点検内容は次のとおりとします。

| | | |
|--------|--------|---------------------|
| | 維持管理頻度 | 保守点検内容 |
| 粉砕部 | 回/年以上 | 機器の点検 |
| 配管部 | 回/年以上 | 配管内の点検 |
| 排水処理層部 | 回/年以上 | 定期点検、整備、水質検査、汚泥引き抜き |

(別紙1)

維持管理業務委託契約確約書

年 月 日

東浦町下水道事業
東 浦 町 長

申請者

住所

氏名

私は、ディスポーザ排水処理システムの設置された建築物を第三者に譲渡し、又は貸し付けるときは、当該建築物の譲受人、賃借人等に対し、申請書の添付書類に記載した維持管理体制に従い、ディスポーザ排水処理システムの維持管理について維持管理者と維持管理業務委託契約書を締結し、その契約書の写しを町長に提出する責務があることを説明し、確実にこのことを遵守させることを確約します。

(別紙2)

使用者承継確約書

年 月 日

東浦町下水道事業
東 浦 町 長

申請者（使用者）

住所

氏名

私は、ディスポーザ排水処理システムの設置された建築物を第三者に譲渡し、又は貸し付けるときは、当該建築物の譲受人、賃借人等に対し、当該ディスポーザ排水処理システムの適正な維持管理を行う地位を承継するものであること及びこれに伴い、東浦町ディスポーザ排水処理システム取扱要綱第4条の遵守が求められていることを説明し、その理解が得られるよう努力することを確約します。